

教育委員会会議録

令和4年6月1日（水） 午前10時00分 開会

午前11時00分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

飯田靖教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員
河野明日香委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣宏恭次長兼管理部長、栗木晴久学習教育部長
伊藤尚巳教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
細井徹財務施設課長、坂川智教職員課長、西田勝憲福利課長
上野賢司生涯学習課長、橋本具征高等学校教育課長、水谷政名義務教育課長
小林紀彦特別支援教育課長、久保田昌俊保健体育課長
水谷景子ICT教育推進課長、大谷健二教育企画室長、中島幸一高校改革室長
松本明博総務課担当課長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（4）令和4年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要については、教科書採択の公正確保のため、非公開にて報告を受けることとした。

（1） 令和5年度（2023年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

坂川教職員課長が、令和5年度（2023年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験の志願状況について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

（岡田委員）

「採用試験半数受けず」という新聞記事を見た。教員養成大学の学生について、教員志望者が減少傾向にあるという内容である。ある大学の関係者に聞くと、入学当初は9割ほどの学生が教員志望であるが、4年経過すると半数になるということである。要因はいろいろあると思うが、愛知県としても深刻な状況ではないか。大学との連携の中で教員採用選考試験の志願者数

を増やしていくような取組はあるか。

(坂川教職員課長)

教育委員会としても志願者数減少について、危機的な意識を持っている。愛知教育大学や名古屋大学の関係者と、教員採用選考試験の実施方法や実施時期、対象者など、志願者数が増やす方策について協議している。

県職員採用試験は試験日を1か月前倒ししたことにより、志願者数がかなり増えたと聞いている。人事委員会とも情報交換しながら採用選考試験の在り方について検討していきたい。

(塩谷委員)

元教諭・講師経験者特別選考と現職教諭特別選考について、前年度比109人減とあるが、この数字から志願者数が減ったと意識するものではないのか。

(坂川教職員課長)

他県等で教員として勤務しているが改めて愛知県の採用を希望する者を対象とする現職教諭特別選考については、昨年度の志願者が127人であり、今年度は2人増加している。

元教諭・講師経験者特別選考については、昨年度の志願者872人から111人減少した。これは、872人のうち、一昨年度から比較して53人増加の329人が合格となったことが今年度の志願者数の減少理由として考えられる。

- (2) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和4年度第1回）について橋本高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和4年度第1回）について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

評定分布の割合は昔から変わらないものなのか。

(橋本高等学校教育課長)

割合は余り変化しておらず、例年ほぼ同じ数値で推移している。

(塩谷委員)

例えば評定1の生徒が、どの学校においてもこの割合でいるということか。

(橋本高等学校教育課長)

資料の表ではあくまでも平均であり、実際には中学校によって差がある。

(塩谷委員)

評定に関して、これまで問題は生じなかったか。

(橋本高等学校教育課長)

以前は相対評価であり、全体の何割を評定1とするとしていたが、現在は絶対評価となっており各中学校が生徒個人の成長度などを評価し評定を付けている。中学校によって差があることは望ましくないため確認しているが、見る限り大きな差はないため、適正に評価されていると考えている。

(塩谷委員)

絶対評価であれば、評定1や2がない学校もあり得るといふことか。

(橋本高等学校教育課長)

理論上はあり得る。

(河野委員)

通信制課程について、志願者数・合格者数が前年度から200人ほど増えているとのことであるが、増加の要因についてどのように分析しているか。

(橋本高等学校教育課長)

学び方の多様化により、自分のペースで学習をしたいという生徒が増えていくことが一つの要因であると考えます。また、通信制の前期選抜日程を前倒しし、合格が早く決定するようになったことも影響していると考えられます。

(3) 令和5年度県立高等学校における全日制単位制への改編、学科の改編、昼間定時制課程の併置について

中島高校改革室長が、令和5年度県立高等学校における全日制単位制への改編、学科の改編、昼間定時制課程の併置について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

現在の御津高等学校について、全日制学年制から全日制単位制に変わるといふことであるが、違いを詳しく教えてもらいたい。

(中島高校改革室長)

学年制では、学年による区分がある。単位制では、学年による区分にとらわれず、生徒が進路希望や興味・関心に応じて主体的に科目を選択できることに利点がある。

(佐々委員)

単位制については、例えば極端な話、1年で卒業する生徒が出てくることとなるのか。

(橋本高等学校教育課長)

高校の場合は必ず3年間在籍しなくてはならないという決まりがある。単位制の場合は3年間で必要な単位を取得すれば卒業できる。学年制では、学年ごとに取得する単位が決まっており、学年で必要な単位数が取得できなければ、原級留置、いわゆる留年となる。1年ずつ順にバランスよく学べるという利点はあるが、得意・不得意がある生徒にとっては、不得意な部分で単位が取得できないということとなる。

(佐々委員)

1年生、2年生というくくりはなく、大学に近い感じとなるのか。

(橋本高等学校教育課長)

基本的には通常の学年制に合わせて、学級は設定する形となる。朝は生徒がそろろうが、それぞれ受ける授業が変わってくるため、通常の学級とは違ってくる。

(佐々委員)

昼間定時制ではどのような生徒を対象にしているのか。

(橋本高等学校教育課長)

全県下同じ傾向であるが、不登校の生徒や自分のペースで学びたい生徒を中心に人気が高まっている。御津高等学校には、単位制に加え、昼間定時制を併設することによって、両方の授業を選択できるよう考えている。

(栗木学習教育部長)

病気療養中の生徒や日本語が十分でない外国にゆかりのある生徒、中学校まで不登校で学習が遅れている生徒はゆっくり学んでいくことが適切であるため、昼間定時制でスタートし、体調の回復、日本語が身に付いてくる、学力が上がってくることをきっかけに全日制単位制に移り、3年間で卒業するなど、柔軟な学び方を考えている。

(4) 令和4年度第2回愛知県教科用図書選定審議会の概要について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第6号 教員が補習や模試監督などの業務をPTAから引き受けなくてもよいことの確認を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

勤務時間外の補習や模試の監督などはどのように決めているのか。

(橋本高等学校教育課長)

勤務時間外に行う補習や休日等に行う模擬試験の監督については、PTAから学校に依頼があり、学校として引き受ける場合には、主に進路指導部が中心となり、教員の意向を確認した上で、担当する教員の調整を行っている。実施する場合は、県教育委員会から兼職・兼業の承認を得て指導に当たっている。

(岡田委員)

学校として保護者の要望にできる限り応えていくことは、学校運営上やむを得ないことだと思う。ただ、勤務時間外に補習や模擬試験の監督などの業務を希望しないのに強制されて行うことは避けなければならない。あくまでも本人の意向を確認し、実施する際の負担を軽減することは必要である。

(佐々委員)

調整をした上で、調整がつかない場合は断る可能性もあるという認識でよいか。

(橋本高等学校教育課長)

昨年5月に「県立学校における働き方改革ガイドライン」を示している。その中で、主催者と回数や時間について十分に調整を図った上で実施する

ように、また、教員に過度な負担がかからないよう示している。各学校では、このガイドラインに沿った形で進められていると考えている。

(河野委員)

1人1台端末が配備され、補習や模擬試験のICT活用について、様々なデジタルコンテンツについて学校の精査が進んでいくと思う。ICTを活用する場合、実際の試験との整合性や成果の検討等も進んでいくと思うが、教員の働き方改革と併せて今後検討していくというような議論は始まっているのか。

(橋本高等学校教育課長)

端末の活用については大きな課題となっている。今年9月に全校で1人1台端末の配備が実現するため、ICT研究指定校での成果を還元しながら、各校で活用を進めていく。補習についても例えば動画を配信し生徒が都合のよいときに動画を見るなどの活用ができると考えている。そうすることが教員の働き方改革にもつながると考える。

請願第7号 職務命令は、職務内容、時間等を明確にしめして、文書でだすことを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

卒業式前夜に学校内での飲酒ということがあったが、宿直について、学校ではどのような場合に行われているのか。

(坂川教職員課長)

校長が警備を必要と判断した場合に、施設設備点検や外部からの侵入防止を目的として警備を行うことがある。学校によって、宿直の必要度は異なるが、入学式、卒業式や文化祭等、学校行事の前日や当日に、宿直を命じることがある。

(塩谷委員)

当然、飲酒は職務遂行とは関係のない行為であるということを全職員に認識してもらうことが必要と思うが、再発防止の取組については、どのように考えているか。

(坂川教職員課長)

今回提出された請願に記載されている飲酒事案については、宿直勤務中に校内で発生した事案であり、大変遺憾と考えている。教育委員会として、当該職員及び管理監督責任者である校長に対し、令和4年3月14日に処分を行ったところである。

また、処分後に全学校に対して、この事案を示し、教職員に対して不祥事防止に向けた取組を行うよう通知した。4月には「教職員の不祥事防止及び服務規律の徹底について」という文書を、5月には「信頼される愛知の教職員であり続けるために」という文書を通知した。さらに、6月を服務規律の自己点検強化月間とし、法令遵守・服務規律の徹底を図るとともに、管理職

による個別面接や不祥事チェックリスト等を活用した研修の実施など具体的な取組例を提示し、各学校において全職員を対象とした取組を行うことで、教育公務員としての使命と自覚を促すように対応してまいりたい。

(塩谷委員)

飲酒禁止ということを書きでは出していないと思うが、不適切な行為を行わないなどという文言は記載されているのか。

(坂川教職員課長)

不適切な行為について、文言では示してはいないが、地方公務員法第35条において、「勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。」とされている。また、愛知県立学校職員服務規程においても、「法令、条例、規則その他の規程の規定を守り、及び上司の職務上の命令に従い、職務を遂行しなければならない。」と規定されているため、これらの法律や規程に基づいて、行動することが基本であると考えている。

7 議案

飯田教育長が各委員に諮り、第19号議案 公立学校長の人事については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第18号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

坂川教職員課長が、教育職員免許法等の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

今回の規則改正の趣旨は何か。

(坂川教職員課長)

7月1日に教員免許更新制が廃止されることに当たり、これまで定められていた教員免許更新制に関する申請書類や対象についての規定を全て削除することが規則改正の趣旨である。

(塩谷委員)

手続が簡単になったということか。

(坂川教職員課長)

教員免許更新制として、教員は10年に一度教員免許を更新するために講習を受けなければならなかったが、国により、7月1日に教員免許更新制が廃止され、更新講習を受ける必要がなくなることが決定した。そのため、申請書類等の必要がなくなったため、今回削除することとなった。

(塩谷委員)

更新講習がなくなった理由は何か。

(坂川教職員課長)

教育職員免許法が改正された背景として、教員免許更新制については、教師の学びの機会の拡大など、一定の成果は上がったものの、10年に一度講習を受講することを求めるものであった。社会の変化が早まる中で、常に教師が最新の知識・技能を学び続けることはできないこと、講習は共通に求められる内容で行われており、個別最適な学びが今後求められる中で方向性が異なっていたことが課題であった。加えて、教員が多忙であると言われる中、講習の受講に対して経済的・物理的な負担を感じていること、教員免許更新の手続を行っていないことにより任用できず教員不足に影響を与えているという声も踏まえて廃止されることとなった。

(塩谷委員)

教員の資質向上に関して言えば、講習を受けることは正しいと思うが、更新講習の廃止に伴って、今後教員の学びはどうなるのか。

(坂川教職員課長)

国は、任命権者等による教員の研修記録の作成や資質向上に関する指導及び助言に関して規定の整備を行う予定である。現在のところ具体的な内容は示されていないが、今年の夏までに示される予定であるため、国の方針に沿った形で本県も実施していきたいと考えている。

第19号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

飯田教育長が各委員に諮り、協議題 愛知県手数料条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

協議題 愛知県手数料条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として塩谷委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、職務命令は、職務内容、時間等を明確にしめして、文書でだすことを求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名